

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

5 月分

| No. | 案件名称                          | 委託種目          | 契約の相手方                          | 契約金額<br>(税込) | 契約日       | 根拠法令                    | <a href="#">随意契約理由<br/>(随意契約理由番号)</a> | WTO |
|-----|-------------------------------|---------------|---------------------------------|--------------|-----------|-------------------------|---------------------------------------|-----|
| 1   | 令和3年度 営業所オンラインシステム関係機器移設等業務委託 | 情報処理—<br>情報処理 | NECフィールディング株式会社 西日本営業本部 関西第一営業部 | ¥2,157,100   | 令和3年5月20日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | G4                                    | —   |

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度 営業所オンラインシステム関係機器移設等業務委託

### 2 契約の相手方

NEC フィールディング株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等への水道料金及び下水道使用料の特例減免の実施に伴い、減免による調定金額の更正入力や還付額の入力をする必要があるため、お客さまサービス課に設置している営業所オンラインシステム関係機器（以下「オンライン機器」という。）を各水道センターに移設

各水道センターにおける新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策の取り組みであるスプリットチーム体制の執務室に現執務室のオンライン機器を移設及びケーブル敷設、大阪市水道PFI管路更新事業等の実施に伴い、事業者が営業所オンラインシステムの情報を閲覧する必要があるため、お客さまサービス課に設置しているオンライン機器を所定の場所に移設するものです。

オンライン機器等の借入契約はNEC キャピタルソリューション株式会社と締結しており、借入機器等にかかる保守業務はNEC フィールディング株式会社に再委託されています。

また、業務の履行にあたり現在稼働中のシステムに障害が発生した場合には、業務への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧する必要があります。

さらに、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能の保証を持たせることができるのは、NEC フィールディング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）